

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、南大阪湾岸流域下水道泉北送泥ポンプ場に設置されている送泥ポンプの内、故障にて停止したNO. 3送泥ポンプについて、緊急工事として可及的速やかに故障原因となった損傷部品の交換を行い、機能回復を図るものです。当該機器は機場の特性に合わせて設計・製作されたもので、いわゆる汎用機器ではなく、固有の技術に基づいて設計・製作されたものです。

従って、本工事を実施するにあたっては、当該機器の機能・構造に精通していることが必要な上、詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他者に補修工事を行わせた場合、一貫した責任と保証を持たせることが困難となります。

以上のことから、当該機器の設計・製作を実施した(株)石垣からメンテナンス業務を継承した石垣メンテナンス株式会社大阪支店以外にその能力を有するものがないため、同者より見積を徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により、比較見積を省略します。